

第3回農地総会議事録

開催日時	平成29年10月5日(木) 午後3時45分から	
開催場所	たかじょう庁舎6階 大会議室	
出席委員	西野 幸一・池澤 誠・西本 統洋・加藤 孝幸・高橋 政継・廣井 千里 中島 義幸・大野 哲・久保田彦昭・山崎 茂盛・竹内 義昭・中島 正根 中山 忠明・山本 和正・松田 環・上田 博・久保 壽美男・川澤 一博 矢野 強	以上19名
欠席委員		以上0名
事務局出席者	吉良事務局長・岩崎事務局次長・榮枝管理主幹・村松主任・竹内主任	以上5名
議題	<p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件</p> <p>第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の件</p> <p>第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件</p> <p>第4号議案 農地利用集積計画変更の件</p> <p>第5号議案 非農地証明願の件</p> <p>議案外(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件 ・ 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 	
備考〔添付書類〕	<p>○第3回農地総会議案書</p> <p>○現地案内図</p> <p>○平成29年度 今後のスケジュール(案)</p>	

開 議 会 長	(高橋 政継 が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後3時45分)) ただいまより第3回農地総会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議 長	本日は委員総数19名中、出席委員数19名で、全員が出席しております。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、本日の農地総会が成立することを、ご報告いたします。
議事録署名委員指名 議 長 委 員 議 長	総会会議規則第20条第2号におきまして、総会議事録には、議長及び総会において定めた2名以上の委員が署名することと定められております。署名委員の選任につきましては私より指名させていただくことに、ご異議ありませんか。 (異議なし) それでは、西本統洋委員、上田博委員を指名いたします。
議 議 長 村松主任	第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。 今月は全体で3件の申請が出されております。議案書は2ページをご覧ください。 案件1は、鏡小浜、その他の区域、畑、276㎡を、譲受人の希望による経営拡大のため所有権を移転するという申請です。 現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。 申請書の別添によりますと、譲受人は、現在、所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では、野菜を栽培する予定であるとのことです。 農機具につきましては、耕耘機等2台の大農機具を所有しているとのことです。 譲受人は農作業の経験があり、効率的な利用ができるとのことです。 周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従って営農するため、特に影響がないと考えるとのことです。 案件2は、布師田、市街化調整区域、登記地目、田、現況、畑、372㎡、外1筆、合計634㎡を譲受人の希望による経営拡大のため所有権を移転するという申請です。 現地案内図はNo.2をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。 申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では野菜や果樹を栽培する予定であるとのことです。 農機具につきましては、トラクター等5台の大農機具を所有しているとのことです。 譲受人は農作業の経験があり、他に妻も農業に従事していることから、効率的な利

用ができるとのことです。

農機具につきましては、トラクター等5台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、他に妻も農業に従事していることから、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、取得する農地について、これまでどおり畑を耕作するため、特に影響がないと考えるとのことです。

続きまして、案件3は、春野町東諸木、市街化調整区域、登記地目、田、現況、畑、991㎡を、申請地の北側を耕作している譲受人が、耕作便利のため所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有及び借受けている農地を全て耕作しており、今回の申請地では、ハウスで野菜を栽培する予定であるとのことです。

農機具につきましては、トラクター等7台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、他に妻と長男、長男の妻も農業に従事していることから、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法などについて地域の防除基準に従って営農するため、特に影響がないと考えるとのことです。

以上、全ての案件については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

現地については担当地区の推進委員に確認いただいております。以上で第1号議案の説明を終わります。

議長 第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いします。案件は第一、第三、第四事前審査会該当です。まず第一事前審査会の西野副委員長より報告をお願いします。

西野委員 案件1については地元推進委員に現地を確認いただき、報告を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。

議長 次に第三事前審査会の竹内委員長より報告をお願いします。

竹内委員 案件2について地元の推進委員に現地を確認いただき、報告を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。

議長 最後に第四事前審査会の川澤委員長より報告をお願いします。

川澤委員 案件3について地元の推進委員に現地を確認いただき、報告を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。

議長 事前審査会の報告が終わりました。それでは審議に移ります。ご意見やご質問がご

ございましたらお願いいたします。

委員 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等がなければ、案件1から3について、許可することに決定いたしますがご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 案件1から案件3については、許可することに決定いたします。

続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の件を審議いたします。事務局より説明をお願いします。

村松主任 議案書は4ページをご覧ください。

案件1は、鏡小浜、その他の区域、畑、852㎡のうち420㎡を、太陽光発電施設に部分転用するという申請です。現地案内図はNo.1をご覧ください。

また、今回の事業計画書に添付されておりました土地利用計画図も机上配布させていただいております。資料1と書いてある図面も併せて、ご覧ください。

現地案内図で、緑に塗った所が、案件1の申請地です。また一体的に利用する既設の太陽光発電施設をオレンジ色に、申請が部分転用ですので、一筆のうち、転用を行わない残地部分を黄色で塗っております。

農地の種別につきましては、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しないため第2種農地と判断しております。

事業計画書によりますと、申請地を選んだ理由としまして、申請人は現在、当該申請地の東側の土地に太陽光発電施設を設置し運営しておりますが、その既存施設で使用している機器を利用して太陽光発電施設の増設を行うこととなり、既存施設の隣接地である当該申請地を選んだとのことです。

申請地の利用計画につきましては、造成は行わず整地のみを行い、太陽光パネル60枚の設置場所及び進入路に転用する計画となっております。

申請地へは北側の道路から進入する予定であるとのことです。

被害防除計画としましては、申請地の東側は太陽光発電施設、西側、南側は畑、北側は畑及び宅地となっておりますが、排水は雨水のみであることから自然浸透とし、自然浸透できないものについては、新設する進入路に沿って水路を新設し、申請地北側の既設排水路に排水する計画となっており、周囲への影響はないとのことです。

添付書類としましては、隣接農地の所有者の同意書等、必要な書類は添付されております。

他法令につきましては、農振法関係では農用地区域外となっております。都市計画法に基づく開発許可につきましては、不要であることを都市計画課に確認しています。

土木委員の意見については、意見の確認は不要であることを地区の推進委員に確認しております。

続きまして、案件2は、一宮南町二丁目、市街化調整区域、登記地目、雑種地、現況、畑、495㎡の土地のうち、312.07㎡を、宅地の拡張により転用する申請が提出されております。この案件につきましては事前審査会后、申請者から事業計画書及び土地利用計画図の差し替えがありましたので、変更されたものを机上配布させていただいております。資料2と書いてある分になりますので、併せてご覧ください。

また、現地案内図はNo.4をご覧ください。

ピンク色で塗った所が申請地となります。また申請が部分転用ですので、転用の対象とならない部分については、黄色で塗っております。

なお、黄色の部分については申請者所有の居宅が建っており、農地台帳の登録はありません。

農地の種別につきましては、申請地は三方を宅地に、一方を道路に囲まれた農地であり、その周囲も同様であることから、住宅の用に供する施設が連担していると判断し、第3種農地であると判断しております。

事業計画書によりますと、申請地を選んだ理由としまして、申請人は申請地の東側の居宅を所有しており、現在は県外で居住しておりますが、平成30年1月から2月までの間に高知へ戻ってくるにあたり、駐車場と花壇を作りたいとのことで、居宅の隣接地である当該申請地を選んだとのことです。

申請地への進入は北側の道路から進入する予定であるとのことです。

被害防除計画としましては、申請地は宅地及び道路に囲まれており、影響する農地がないことから周辺農地に被害を及ぼす恐れはないと考えるとのことです。

添付書類としましては、事前審査会では間に合っていませんでしたが、今回、位置特定図、土地改良区からの意見書等が提出され、今回必要な書類は添付されております。

他法令につきましては、農振法関係では農用地区域外となっております。土木委員の意見については不要であることを地区の推進委員に確認しております。

なお、事前審査会の後で計画変更のあった点についてですが、土地利用計画で、駐車場及び家庭菜園、花壇に転用する計画だったものが、駐車場及び花壇へ変更となっております。

以上で、第2号議案の説明を終わります。

議 長

第2号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いします。第一事前審査会の西野副委員長から報告をお願いします。

西野委員 議 長 竹内委員	<p>案件1については、地元委員の報告を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。次に第三事前審査会の竹内委員長より報告をお願いします。</p> <p>案件2について、地元委員の報告を踏まえ審議した結果、許可相当と認めましたが、さきほどの事務局の説明にもありました通り、事前審査会の段階から計画が変更となっておりますので、改めて総会での審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>事前審査会の報告が終わりました。ただちに審議に移ります。ご意見、ご質問のある方はおられませんか。</p>
委 員	<p>(意見、質問なし)</p>
議 長	<p>何かありませんか。ご意見やご質問がなければ審議を終わります。案件1と案件2は許可相当の意見を付して県知事に申請書を送付することに、それぞれ決定しますが、ご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>案件1と案件2は許可相当の意見を付して県知事に申請書を送付することに、決定します。</p>
村松主任	<p>次に、第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件の議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>今月は全体で10件の申請が出されております。</p> <p>内訳は、所有権の移転が1件、利用権の新規設定が6件、更新設定が3件となっております。議案書は6ページをご覧ください。所有権移転についての総括表を掲載しております。</p> <p>1が所有権移転の総括です。今月は、所有権を移転する者が1人、所有権の移転を受ける者が1人で、延べ1人となっております。所有権移転を行う土地の内訳は、畑が1筆で、317㎡です。</p> <p>2は、対象農地を地区別に表したもので、詳細については省略させていただきます。それでは始めに所有権移転の案件から説明いたしますので、議案書は12ページをご覧ください。</p> <p>議案書12ページの案件10は、春野町甲殿、畑、317㎡を売買するという案件です。平成29年7月26日に譲渡人から売りたいとの申し出があり、平成29年9月13日にJA高知春野の会議室において、地元あっせん相談員の立会いのもと話がまとまったものです。</p> <p>続きまして、利用権設定の案件の説明をいたしますので、議案書は7ページにお戻りください。利用権設定についての総括表を掲載しております。</p> <p>今月は、利用権を設定する者が9人で延べ9人、利用権の設定を受ける者が8人で</p>

延べ9人となっております。

利用権を設定する土地の内訳は、田が25筆で20,129㎡、畑が13筆で5,168㎡です。また、設定の内訳を見ますと更新設定が8筆で8,194㎡、新規設定が30筆で17,103㎡となっております。

利用権設定の期間別の内訳及び2の対象農地を地区別に表した表の詳細については説明を省略させていただきます。

それでは利用権の新規設定の案件のみ説明いたします。議案書は8ページをご覧ください。

案件3は、土地の所有者から、高知県農業公社が土地を借り受ける、中間管理権設定の案件となっております。

対象地は、介良乙、田、729㎡のうち664㎡を、平成29年11月1日から平成39年10月31日までの10年間貸すという使用貸借権の新規設定です。

なお、最終貸付予定者は、現地で水稻を栽培する予定となっております。

続きまして議案書9ページをご覧ください。

案件4は、大津乙、田、641㎡外3筆、合計2,460㎡を、平成29年11月1日から平成34年10月31日までの5年間貸すという賃借権の新規設定です。

当該申請地は未相続であるため相続権者の2分の1を超える同意があることを事務局で確認しております。

続きまして、案件5と、議案書9ページから11ページの案件6の2件は借人が同一の関連案件ですので、まとめて説明いたします。

案件5は、春野町弘岡下、登記地目、田、現況、畑、423㎡を、案件6は、春野町弘岡下、田、250㎡、外18筆、合計6,968㎡を、平成29年11月1日から平成49年8月31日までの19年10ヶ月間貸すという、使用貸借権の新規設定です。

続きまして議案書12ページ、案件7は、春野町東諸木、登記地目、畑、現況、田、347㎡、外2筆、合計2,098㎡を、平成29年11月1日から平成34年10月31日までの5年間貸すという、使用貸借権の新規設定です。

続きまして案件8は、春野町東諸木、田、1,480㎡、外1筆、合計4,490㎡を、平成29年11月1日から平成32年8月31日までの2年10ヶ月間貸すという、賃借権の新規設定です。

なお賃借人は農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。耕作計画書によりますと、賃借人は以前から妻とともに申請地でトマトを栽培しており、今回の借入地では引き続きトマトを栽培し収穫量を増加したいと思っていますとのこと。

以上、計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

全ての案件について、本日の総会で計画が妥当なものと決定されますと、平成29年11月1日付けで高知市が公告し、効力が発生するものです。

以上で第3号議案の説明を終わります。

議長 第3号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いします。案件が第三と第四事前審査会該当です。まず、第三事前審査会の竹内委員長より報告をお願いします。

竹内委員 案件1から4について妥当と認めました。

議長 次に、第四事前審査会の川澤委員長より報告をお願いします。

川澤委員 案件5から10については妥当なものと認めました。

議長 それでは第3号議案について審議をお願いします。ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

委員 (意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、審議を終わります。第3号議案については、妥当なものと決定することにご異議はございませんか。

委員 (異議なし)

議長 第3号議案は、妥当なものと決定いたします。

次に、第4号議案「農用地利用集積計画変更の件」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

村松主任 この案件は、設定している利用権の内容変更についての案件となります。

今月は全体で1件の変更の申出が出されております。議案書は14ページをご覧ください。

案件1は、春野町弘岡下、田、1,141㎡、外3筆、合計4,203㎡を、平成29年8月1日から平成34年4月30日までの4年9ヶ月間貸すという賃借権の設定について、平成29年8月1日付けで高知市が農用地利用集積計画の公告を行っていましたが、作物の収穫量の関係により、当事者兩名から、当該農用地利用集積計画の内容の一部変更の申出があったものです。

農業経営基盤強化促進法には、一度公告した農用地利用集積計画の内容を変更する規定が存在せず、一度当委員会の決定を経て高知市によって公告された農用地利用集積計画について、当事者間で安易に変更することは法の主旨に照らして好ましくないと考えられますが、やむを得ない事情による計画の変更を禁じるものではないため、当事者兩名と高知市との間で協議を行い、協議が整えば、変更が認められるものとし

て運用することとされています。

当委員会は、高知市より農業経営基盤強化促進法の一部について事務委任を受けていることから、本件申出を当該協議として受けているものです。

それでは、計画変更の内容についてご説明いたします。議案書 14 ページの中段には変更前の内容を、下段には変更後の内容を記載しております。変更点は、表の中の、少し見にくいですが、二重線で囲っている部分で、借賃を当初決定した半分にする、というものです。

この変更が、農用地利用集積計画として妥当と判断されれば、協議が整ったものとみなされ、計画の内容が変更となりますので、本会では、この変更の妥当性についてご審議をお願いいたします。

なお、変更が妥当と判断された場合、農業経営基盤強化促進法第 19 条に規定される公告は不要とされていますので、高知市による公告は行われません。

以上で第 4 号議案の説明を終わります。

議長 第 4 号議案の説明が終わりました。案件は第四事前審査会の該当ですので、第四事前審査会の川澤委員長から事前審査会での報告をお願いします。

川澤委員長 報告します。案件 1 については、変更は妥当であると認めました。

議長 報告が終わりました。第 4 号議案について審議をお願いします。ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

委員 (意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようでしたら、審議を終わります。第 4 号議案については、計画変更が妥当なものと決定することにご異議はございませんか。

委員 (異議なし)

議長 第 4 号議案は、計画変更が妥当なものと決定いたします。

次に、第 5 号議案、非農地証明願の件を議題とします。事務局より説明をお願いします。

村松主任 それでは案件を説明いたします。議案書は 16 ページをご覧ください。

今月は 12 件の申請が出されており、それぞれの申請人及び土地の所在等については、議案書のとおりです。

地区の内訳は、朝倉が 5 件、初月が 2 件、議案書 17 ページに、鴨田が 1 件、三里が 1 件、議案書は 18 ページにまたがりまして春野が 3 件となっております。

全ての案件につきまして、地区の推進委員と、関連のある農業委員の確認を得て、証明書を交付しております。

追認をお願いします。

議長	第5号議案の説明が終わりました。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
委員	(意見、質問なし)
議長	ご意見、ご質問がないようですので、審議を終わります。第5号議案については、追認することにご異議はございませんか。
委員	(異議なし)
議長	ご異議ないようですので、第5号議案については追認することに決定いたします。次に、議案外報告を事務局より一括してお願いします。
村松主任	<p>それでは議案外報告をさせていただきます。①農地法第3条の3第1項の規定による届出の件です。議案書は20ページをご覧ください。今月は5件の届出が提出されております。</p> <p>地区の内訳は、議案書は20ページから23ページにまたがります朝倉と春野の混在する案件が1件、23ページから28ページにまたがります秦と一宮が混在する案件が1件、28ページから30ページにまたがります鏡が1件、土佐山1件、30ページから35ページにまたがります春野が1件となっております。</p> <p>全ての案件につきまして、担当地区の推進委員の確認を得て、事務局長専決により受理しております。</p> <p>続きまして②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件について説明いたします。</p> <p>議案書は37ページをご覧ください。今月は6件の届出が提出されております。</p> <p>地区の内訳は、旭が2件、初月が1件、潮江が2件、38ページにまたがりまして一宮が1件となっております。</p> <p>全ての案件につきまして、担当地区の推進委員の確認を得て、事務局長専決により受理しております。</p> <p>続きまして③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件について説明いたします。議案書は40ページをご覧ください。</p> <p>今月は9件の届出が提出されております。</p> <p>地区の内訳は、朝倉が2件、議案書41ページは旭が2件、中央が1件、三里が1件、42ページにまたがりまして一宮が2件、大津が1件となっております。</p> <p>全ての案件につきまして、担当地区の推進委員の確認を得て、事務局長専決により受理しております。</p> <p>最後に、④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件について説明いたします。議案書は44ページをご覧ください。</p>

議 長 委 員 議 長	<p>今月は3件の通知が提出されております。</p> <p>地区の内訳は、一宮が1件、春野が2件となっております。</p> <p>全ての案件につきまして、担当地区の推進委員に合意解約に相違ないことをご確認いただき、届出を受理しております。</p> <p>以上で、議案外報告を終わります。</p> <p>議案外の報告に関しまして、ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようでしたら、議案外報告を終わります。</p> <p>その他に何かございますか。委員の皆さんから無いようであれば、事務局からの報告をお願いします。</p>
事 務 局 報 告 岩崎次長 中島(正)委員 岩崎次長	<p>(平成29年度今後のスケジュール(案)について資料に基づき説明)</p> <p>10月26日は、まだ時間は決まりませんか。</p> <p>午後3時くらいだったと思いますが、そのあたりの時間で調整しております。</p>
次 回 農 地 部 会 議 長	<p>次回の農地総会は11月6日(月)を予定しております。</p>
閉 会 議 長	<p>(議長 高橋政継 挨拶して閉会を宣す。(午後4時30分))</p> <p>以上で本日の農地総会を終了いたします。ありがとうございました。</p>

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

平成 29 年 11 月 7 日

議 長 高橋政継

議事録署名委員 西本隆洋

議事録署名委員 上田博

議事録作成者 竹内 啓朗